

## 年金法令・制度運営（問題）

### 【注意】

不鮮明な記載・判読困難な記載については、採点の対象としないので、解答に当たっては注意すること。特に、記号の記載に際しては、判別が困難な事例が散見されるので、特に注意のこと。  
(例 .「ウ」と「ク」,「シ」と「ツ」,「チ」と「テ」,「ケ」と「ク」)

問題 1. 次の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。(25 点)

(1) 次は、「厚生年金基金令」および「厚生年金基金規則」に規定する「免除保険料率」および「代行保険料率」に関する記述である。

### 厚生年金基金令

第三十六条の二 免除保険料率は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める月以降の月分の率として決定するものとする。

- 一 法第百十一条第一項 の設立の認可（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百九条第一項の規定に基づき同法第二条第四項に規定する企業年金基金が基金となることについての認可を含む。）法第百四十二条第一項の合併の認可又は法第百四十三条第一項の分割の認可をする場合 当該設立の認可、合併の認可又は分割の認可をした日の属する月
- 二 法第二条の四第一項の規定により（ a ）が作成される場合 当該（ a ）が公表された日の属する月の翌月から（ b ）以内で厚生労働大臣が定める月
- 三 前二号に掲げる場合のほか、免除保険料率の算定の基礎となる事項に変更を生じる場合として厚生労働省令で定める場合 厚生労働省令で定める月

### 厚生年金基金規則

第三十二条の十二 法第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率（以下「代行保険料率」という。）は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める日（以下「代行保険料率算定基準日」という。）を基準として算定する。

- 一 法第百四十二条第一項 の規定による合併の認可の申請又は法第百四十三条第一項 の規定による分割の認可の申請を行う場合 合併の認可又は分割の認可の申請を行う日の属する年の前年（当該申請を行う日が（ c ）一日以降であるときは、その年）の（ d ）三十一日
- 二 法第二条の四第一項 の規定により（ a ）が作成される場合（次号及び第四号に掲げる場合を除く。） 令第三十六条の二第二号 の規定により厚生労働大臣が定める月の（ e ）前の月の末日
- 三 令第三十三条第二項 の規定により掛金の額が再計算される場合 掛金の額の再計算の

基準となる日

四 算定基礎事項に変更が生じたため掛金の額を計算する場合（前号に掲げる場合を除く。）  
掛金の算出の基準となる日

- 第三十二条の十四 基金は、代行保険料率及び前条各号に掲げる事項を記載した書類を、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるときに厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 一 第三十二条の十二第一号に規定する場合 合併の認可又は分割の認可の申請を行うとき。
  - 二 第三十二条の十二第二号に規定する場合 令第三十六条の二第二号の規定により厚生労働大臣が定める月の（ f ）前の月の末日
  - 三 第三十二条の十二第三号又は第四号に規定する場合 財政再計算報告書又は掛金算定の基礎を示した書類を厚生労働大臣に提出するとき。

【選択肢】

(ア) 一月	(イ) 二月	(ウ) 三月	(I) 四月
(オ) 五月	(カ) 六月	(キ) 七月	(ク) 八月
(ケ) 九月	(コ) 十月	(サ) 十一月	(シ) 十二月
(ス) 十三年	(セ) 十四月	(ソ) 一年	(タ) 一年三月
(チ) 一年六月	(ツ) 一年九月	(テ) 二年	(ト) 二年六月
(ナ) 財政検証結果		(ニ) 財政再計算結果	
(ヌ) 財政の現況及び見通し		(ネ) 国民生命表	

(2) 次は、通知「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行（代行返上）する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」における代行返上の認可等の申請に関する記述である。

2 代行返上の認可等に係る手続

(1) 代行返上の認可等の申請について

代行返上の認可等の申請を行うためには、厚生年金基金において加入員及び加入員であった者に係る必要な記録の整理(以下「記録整理」という。)が仮完了している(( a ))における厚生年金基金が管理する記録と(( b ))が管理する記録との突合の結果、不備がない)ことが必要であること。

代行返上の認可等の申請のうち、法第 111 条第 1 項の認可の申請を行おうとする場合は、同条第 2 項の承認の申請及び法第 3 条第 1 項第 1 号の承認の申請(規約型企業年金を実施することとなる場合に限る。)を同時に行うこと。また、法第 112 条第 1 項の認可の申請を行おうとする場合は、当該申請に係る申請書に確定給付企業年金の規約を添付すること。

の申請に当たり、「厚生年金基金の解散及び移行認可について(平成 9 年 3 月 31 日年発第 1682 号)」の別紙「厚生年金基金解散・移行認可基準」の第 4 の基準を満たしている必要があるが、同第 4 において引用する同第 2 の 2 の(2)の加入員の同意については、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)附則第 32 条第 1 項の認可(以下「将来返上の認可」という。)を受けた厚生年金基金であって、当該認可の申請の際に、将来、確定給付企業年金に移行する旨の(( c ))の同意を併せて得ている場合は、当該同意は代行返上の認可等の申請においても有効なものとして取り扱って差し支えないこと。この場合、当該有効なものとして取り扱った同意も含めて、代行返上の認可等の申請に係る代議員会の議決前(( d ))以

内現在における加入員総数の( e )以上の同意を得ている等の確認を行うこと。

【選択肢】

(ア) 厚生労働省	(イ) 厚生年金基金	(ウ) 企業年金連合会	(エ) 日本年金機構
(オ) 受託機関		(カ) 総幹事会社	
(キ) 加入員、受給権者、労働組合		(ク) 事業主、加入員、労働組合	
(ケ) 事業主、加入員、受給権者		(コ) 事業主、労働組合、受給権者	
(サ) 3分の1	(シ) 過半数	(ス) 3分の2	(セ) 4分の3
(ソ) 1月	(タ) 2月	(チ) 3月	(ツ) 5月

(3) 次は、「確定給付企業年金法施行規則」に規定する「掛金の額の計算に用いる基礎率」および「簡易な基準に基づく確定給付企業年金の掛金の額の算定」に関する記述である。

第四十三条 法第五十七条に規定する掛金の額は、予定利率、予定死亡率、予定脱退率その他の給付に要する費用の額の予想額の算定の基礎となる率(以下「基礎率」という。)に基づき計算されるものとする。

2 基礎率は、次のとおり定められるものとする。

一 (略)

二 予定死亡率は、加入者等(加入者及び加入者であった者をいう。以下同じ。)及びその遺族の性別及び年齢に応じた死亡率として厚生労働大臣が定める率(以下「基準死亡率」という。)とする。ただし、当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき、次の各号に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で定めた率を基準死亡率に乗じたものとすることができる。

イ 加入者 ( a )

ロ 男子であって、加入者であった者又はその遺族(二に掲げる者を除く。)( b )

ハ 女子であって、加入者であった者又はその遺族(二に掲げる者を除く。)( c )

ニ 障害給付金の受給権者(イに掲げる者を除く。)( d )

(以下略)

第五十二条 計算基準日における加入者の数が( e )に満たない確定給付企業年金の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、次に定めるところにより計算することができる。ただし、当該確定給付企業年金が( f )型確定給付企業年金である場合には、第二号及び第三号の規定にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用いることができる。

一 基礎率のうち予定利率及び予定死亡率のみを用いること。(以下略)

二 予定利率は、( g )以上( h )以下の範囲内とすること。

三 予定死亡率は、第六十二条第一号ロに規定する予定死亡率とすること。

四 令第二十四条第三項の給付の額の改定を行わないこと。

五 ( i )を支給しないこと。

六 (略)

【選択肢】

(ア) 受託保証	(イ) 元本保証	(ウ) 有期年金	(エ) 終身年金
(オ) 老齢給付金	(カ) 脱退一時金	(キ) 遺族給付金	(ク) 障害給付金
(ケ) 零以上	(コ) 〇・八五以上	(サ) 〇・九以上	(シ) 〇・九五以上
(ス) 一・〇以上	(セ) 一・二以上	(ソ) 一・〇パーセント	(タ) 二・〇パーセント
(フ) 三・〇パーセント	(ツ) 四・〇パーセント	(テ) 四・五パーセント	(ト) 五・五パーセント
(チ) 三千人	(ニ) 千人	(ヌ) 五百人	(ネ) 三百人
(リ) 下限予定利率		(ハ) 〇・八五以上一・〇以下	
(ヒ) 〇・九以上一・〇以下		(フ) 〇・九五以上一・〇以下	
(ハ) 〇・八五以下	(ホ) 〇・九以下	(マ) 〇・九五以下	(ミ) 一・〇以下

(4) 次は、「確定給付企業年金法」に規定する「老齢給付金」の支給に関する記述である。

第三十六条 老齢給付金は、( a ) が、規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たすこととなったときに、その者に支給するものとする。

2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件(第四十一条第二項第二号において「老齢給付金支給開始要件」という。)を満たすものでなければならない。

一 ( b ) に達したときに支給するものであること。

二 政令で定める年齢以上( c )未満の規約で定める年齢に達した日以後に( d )ときに支給するものであること(規約において当該状態に至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場合に限る。)

3 前項第二号の政令で定める年齢は、( e )未満であってはならない。

4 規約において、( f )を超える加入者期間を老齢給付金の給付を受けるための要件として定めてはならない。

第三十七条 前条に規定する老齢給付金の支給の要件を満たす者であつて老齢給付金の支給を請求していないものは、規約で定めるところにより、事業主等に当該老齢給付金の支給の繰下げの申出をすることができる。

2 前項の申出をした者に対する老齢給付金の支給は、前条第一項の規定にかかわらず、( g )時から始めるものとする。

【選択肢】

(ア) 加入者	(イ) 加入者であった者	(ウ) 加入者又は加入者であった者
(エ) 被用者年金被保険者	(オ) 五十歳	(カ) 五十五歳 (キ) 六十歳 (ク) 六十五歳
(ケ) 五十歳以上の規約で定める年齢	(コ) 五十五歳以上の規約で定める年齢	
(サ) 六十歳以上の規約で定める年齢		
(シ) 六十歳以上六十五歳以下の規約で定める年齢		
(ス) 五十歳以上六十歳以下の規約で定める年齢		
(セ) 五十歳以上六十五歳以下の規約で定める年齢		
(ソ) 六十歳以下の規約で定める年齢	(タ) 六十五歳以下の規約で定める年齢	
(フ) 前号の規約で定める年齢	(ツ) 実施事業所に使用されなくなった	
(テ) 六十五歳に達した	(ト) 三年	(ナ) 十年 (ニ) 二十年
(ヌ) 規約で定める	(ネ) 省令で定める	(リ) 労働協約に定める (ル) 労使で合意した

(5) 次は、「確定拠出年金法施行規則」に規定する「企業型年金の給付の額の算定方法の基準」のうち「年金たる老齢給付金」に関する記述である。

第四条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。）第五条第一号の年金として支給されるものの算定方法は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。

一 年金たる老齢給付金

イ 給付の額の算定方法は、請求日（給付の支給を請求した日をいう。以下同じ。）において、受給権者が企業型年金規約で定めるところにより定めたものであること。

ロ 給付の額は、請求日の属する（ a ）の末日以後の個人別管理資産額及び（ b ）に基づいて算定されるものであること。

ハ 給付の額（ホ及びチの規定により算定される額を除く。）は、請求日の属する月又はへの申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の（ c ）に相当する額を超えず、かつ（ d ）に相当する額を下回らないものであること（請求日において、個人別管理資産について、保険又は共済の契約であって終身年金を支給することを約したものに基づく保険料又は共済掛金の払込みによって運用の指図を行っているものに係る給付の額を除く。二において同じ。）

ニ（ b ）は、受給権者が請求日において企業型年金規約で定めるところにより申し出た日の属する月以後の企業型年金規約で定める月（請求日の属する月から起算して三月以内の月に限る。）から起算して（ e ）以上（ f ）以下であること。

ホ 給付の支給を開始した日の属する月から起算して（ g ）を経過した日以後の日に給付の支給を一時に受け取れることを申し出ることができる旨を企業型年金規約で定めた場合において、受給権者が当該申出をしたときは、その額は、イ及びロの規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の末日における個人別管理資産額であること。

ヘ 個人別管理資産額が過少となったことにより給付の支給を（ b ）にわたって受けることが困難となった場合には、受給権者がその支給を当該（ b ）にわたって受けることを申し出ることができる旨を企業型年金規約で定めた場合において、受給権者が当該申出をしたときは、その額の算定方法は、イの規定にかかわらず、一回に限り変更することができるものであること。

ト への申出をした場合にあっては、給付の額は、ロの規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額及び（ b ）に基づいて算定されるものであり、かつ、ロの規定に基づき算定した額を当該申出をした日の属する月の翌月以後の給付について変更するものであること。

チ（ b ）の最後の月の末日において個人別管理資産がある場合にあっては、当該月の翌月以後に支給するものの額は、当該最後の月の末日における個人別管理資産額であること。

（以下略）

【選択肢】

(ア) 月	(イ) 月の前月	(ウ) 月の前々月	(エ) 月の翌月
(オ) 想定利率	(カ) 支給期間	(キ) 支給予定期間	(ク) 保証期間
(ケ) 二分の一	(コ) 三分の一	(サ) 五分の一	(シ) 十分の一
(ス) 十二分の一	(セ) 十五分の一	(ソ) 二十分の一	(タ) 六十分の一
(チ) 一月	(ツ) 三年	(テ) 五年	(ト) 十年
(ナ) 十五年	(ニ) 二十年	(ヌ) 六十歳	(ネ) 六十五歳
(ノ) 七十歳	(ハ) 終身年金	(ヒ) 想定支給期間	

(6) 次は、「厚生年金保険法」に規定する「遺族厚生年金」に関する記述である。

第五十八条 遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、( a )までに( b )の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の( c )に満たないときは、この限りでない。

- 一 被保険者(失踪の宣告を受けた被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時被保険者であつたものを含む。)が、死亡したとき。
- 二 被保険者であつた者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して( d )を経過する日前に死亡したとき。
- 三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が、死亡したとき。
- 四 老齢厚生年金の受給権者又は第四十二条第二号に該当する者が、死亡したとき。

(以下略)

第五十九条 遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母(以下単に「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」又は「祖父母」という。)であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時(失踪の宣告を受けた被保険者であつた者にあつては、行方不明となつた当時。以下この条において同じ。)その者によつて生計を維持したものとす。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- 一 夫、父母又は祖父母については、( e )以上であること。
  - 二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか、又は二十歳未満で障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、父母は、( f )が、孫は、(中略)が、祖父母は、(中略)が遺族厚生年金の受給権を取得したときは、それぞれ遺族厚生年金を受けることができる遺族としない。

(以下略)

【選択肢】

(ア) 二分の一	(イ) 三分の二	(ウ) 四分之三	(エ) 五分之四
(オ) 六月	(カ) 一年六月	(キ) 三年	(ク) 五年
(ケ) 五十五歳	(コ) 六十歳	(サ) 六十五歳	(シ) 七十歳
(ス) 死亡日の属する月	(セ) 死亡日の属する月の前月	(ソ) 死亡日の属する月の前々月	
(タ) 夫又は子	(チ) 配偶者又は子	(ツ) 子	
(テ) 夫	(ト) 配偶者	(ナ) 厚生年金	
(ニ) 厚生年金又は共済年金	(ヌ) 厚生年金又は国民年金	(ネ) 国民年金	

(7)次は、公益社団法人日本年金数理人会および公益社団法人日本アクチュアリー会が定める「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」に規定される「退職率」および「複数の退職給付制度を採用している場合の計算基礎」に関する記述である。

3.7 退職率

適用指針第 26 項では、「退職率とは、在籍する従業員が自己都合や定年等により生存退職する( a )ごとの発生率のことであり、在籍する従業員が今後どのような割合で退職していくかを推計する際に使用する計算基礎である。」とされている。

退職率は、例えば、入社後数年の退職率が高く、その後の( b )が高い場合など、( c )ごとの発生率を用いることが適切な場合がある。

適用対象者の経験データを基に退職率を推定する数理的な方法がある。

適用対象者数が少ない、会社設立後の年数が短いなどのために、退職率を合理的に推定するための経験データを十分に得られない場合は、例えば、同業種の類似企業で使用している退職率、所属する業種の統計資料を基にした推定、又は、それらに対して適用対象者の経験データを基に合理的な補正を行うことを検討する。

3.10 複数の退職給付制度を採用している場合の計算基礎

適用指針第 23 項では、「同一事業主が複数の退職給付制度を採用している場合における各計算基礎は、同一でなければならない。ただし、( d )、年金資産のポートフォリオ又は( e )等が異なる場合の( f )等、退職給付制度ごとに異なる計算基礎を採用することに合理的な理由がある場合は除く。」とされている。

適用指針第 23 項のただし書きにおける例示の他にも、例えば、同一事業主が実施している複数の退職給付制度の( g )が異なる場合や、一つの制度の中で何らかの区分が設けられていて、各区分の( g )が異なる場合には、合理的な集団毎に( h )や退職率等の計算基礎を採用することを検討する。

( g )が同一であっても、例えば、各退職給付制度の対象給与が異なる場合には、それぞれの退職給付制度における( h )を設定する。

【選択肢】

(ア) 退職給付制度	(イ) 個人	(ウ) 勤務期間	(エ) 年齢
(オ) 平均残存勤務期間	(カ) 給与	(キ) 経済成長率	(ク) 定着率
(ケ) 退職率	(コ) 予想昇給率	(サ) 単一の加重平均割引率	
(セ) 複数の割引率	(ス) 割引率	(セ) 長期期待運用収益率	(ソ) 予定昇給率
(タ) 運用方針	(チ) 年金財政上の評価方法	(ツ) 規模	(テ) 給付事由
(ト) 定年年齢	(ナ) 適用対象者の範囲	(ニ) 給付額の上下限	(ヌ) 区分

(8) 次は、公益社団法人日本年金数理人会が定めている「行動規範」に関する記述である。

第2条 行動規範の対象となる業務（以下「業務」という。）は以下の通りである。

- (1) 厚生年金基金の数理計算業務及び法令に定める（ a ）業務
- (2) 確定給付企業年金の数理計算業務及び法令に定める（ a ）業務
- (3) 国民年金基金の数理計算業務及び法令に定める（ a ）業務
- (4) （ b ）に関する数理計算業務

【選択肢】

(ア) 検証	(イ) 調査	(ウ) 報告	(エ) 確認	(オ) 助言	(カ) 退職給付会計
(キ) 確定拠出年金	(ク) 企業年金連合会	(ケ) 厚生年金保険・共済年金			
(コ) 年金積立金運用					

問題2. 次は、「厚生年金基金の財政運営について」(厚生年金基金財政運営基準)に規定される「予定利率」に関する記述の抜粋である。次の ~ の空欄に入る語句を記載せよ。(10点)

### 第三 財政検証

#### 六 最低積立基準額

##### (1)最低保全給付

(略)

##### (2)最低積立基準額の算定

最低積立基準額は次のア及びイの合計額とすること。

ア 前記(1)の最低保全給付(法第百三十二条第二項に規定する額に係るものを除く。)の現価相当額の合計額(ただし、給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合にあっては、前記(1)の額の算定において当該再評価及び額の改定に用いる指標の予測を計算の基礎とすること。)

イ 最低責任準備金

##### (3)最低積立基準額の算定に用いる予定利率

「厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率(平成九年厚生省告示第八三号)」に規定する「( )の数」を設定するときは、最低積立基準額が基金が解散した場合における( )の算定基礎等となることから、その設定の根拠及び最低積立基準額に及ぼす影響について、労使間や代議員会において十分な検討を行っている必要があり、加入者及び受給者等に対して十分な情報提供を行うこと。

### 第四 財政計算

#### 四 掛金の算定方法

##### (1)財政方式

少なくとも予定利率、予定死亡率、予定脱退率、予定昇給指数(報酬)及び予定昇給指数(賞与)を算定基礎とし、原則として平準的な掛金によって事前積立を行う財政方式を、年金数理人の助言を踏まえ、基金においてあらかじめ選択し、特段の事情がない限り継続的に使用すること。

##### (2)基礎率

標準掛金及び数理債務の算定に用いる基礎率は、次の各号に定めるところにより、各基礎率相互の関係に十分留意して設定すること。なお、変更計算においては、特段の支障がない限り、直前の財政計算で使用したものをそのまま用いることができること。

ア 予定利率は、次の(ア)から(ウ)に留意して決定されていること。

(ア) 保有資産の( )や( )との関係に留意し、掛金を負担する者の( )も考慮に入れて決定されていること。ただし、( )における下限予定利率を下回ってはならないこと。

(イ) 年金数理人、証券アナリストなどの専門家の助言など利用できる情報をできるだけ多く参考にするとともに、( )において予定利率の決定の根拠について十分な( )と( )が行われていること。

(ウ) 代行部分の予定利率については、( )に係る積立金の( )を勘案して決定されていること。

(以下略)

問題3. 次は、ある厚生年金基金の平成23年3月31日、平成24年3月31日、平成25年3月31日を基準日とする財政決算の諸数値等である。以下の問題にそれぞれ解答せよ。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述し、金額の計算結果の端数処理は百万円未満を四捨五入とすること。(8点)

< 諸数値 > (百万円)

	平成23年3月31日	平成24年3月31日	平成25年3月31日
純資産額	12,500	13,000	X
資産評価調整加算額	900	1,000	1,200
最低責任準備金	11,800	12,500	13,000
数理債務	2,400	2,700	3,000
特別掛金収入現価	1,700	1,600	1,500
最低積立基準額(プラスアルファ部分)	2,200	3,000	3,500
許容繰越不足金	2,500	2,500	2,500

< その他前提 >

・本問においては、平成24年度の年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り(以下、厚生年金運用利回り)を10%とする。

また、平成22年度、23年度の厚生年金運用利回りを計算に使用する必要がある場合はそれぞれ、0.26%、2.17%を使用するものとする。

・平成25年3月31日時点の資産評価調整加算額は、Xの値によらず1,200百万円であるものとする。

・当基金は、非継続基準の財政検証の結果、変更計算をする場合、積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法を採用している。

・必要ならば下記数値を用いよ。

$$0.9974^{3/12} = 0.9993 \quad 0.9974^{9/12} = 0.9980 \quad 1.0217^{3/12} = 1.0054 \quad 1.0217^{9/12} = 1.0162$$

$$1.1^{3/12} = 1.0241 \quad 1.1^{9/12} = 1.0741$$

(1) 平成25年3月31日を基準日とする財政決算において、非継続基準の財政検証の結果、変更計算が不要となる最小のXを求めよ。

(2) 平成25年3月31日を基準日とする財政決算において、継続基準の財政検証の結果、変更計算を留保できる最小のXを求めよ。

問題 4 . 次は、ある企業年金基金の平成 32 年 3 月 31 日基準の財政決算の諸数値等である。以下の問題にそれぞれ解答せよ。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述し、必要に応じて下表を用いること。(8 点)

<前提>

- ・ 予定利率：年 2.0%
- ・ 数理上資産額および純資産額：9,000 百万円
- ・ 数理債務：15,200 百万円
- ・ 当年度不足金：1,000 百万円
- ・ 特別掛金の残余償却期間：10 年（元利均等償却を採用。当該企業年金基金が平成 29 年 4 月に制度発足した際の予定償却期間は 13 年。なお、制度発足の財政計算の他に、財政計算は実施していない。）
- ・ 最低積立基準額：12,900 百万円
- ・ 翌年度の最低積立基準額の見込額：13,100 百万円
- ・ 規約上の標準掛金率（月額）：5%（加入者の給与に対する一定率）
- ・ 規約上の特別掛金率（月額）：12.8%（加入者の給与に対する一定率）
- ・ 総給与月額：323 百万円

- (1) 平成 32 年 3 月 31 日を基準日とする財政決算において、非継続基準の財政検証結果（積立水準および特例掛金の要否の判定）について説明せよ。また、特例掛金が必要な場合は、最低限必要な掛金額の年額（百万円単位で百万円未満四捨五入）を算定せよ。なお、継続基準の財政検証の結果、財政再計算は留保できるものとする。
- (2) 平成 32 年 3 月 31 日を計算基準日として、繰越不足金を解消する財政再計算を行う（ただし基礎率は見直さないものとする）。償却期間を可能な限り延長して掛金を引下げの場合の特別掛金率（%表示で小数第 2 位を四捨五入）を計算せよ。なお、計算に当たっては、変更後の特別掛金は平成 32 年 4 月 1 日から適用するものとし、元利均等償却を採用し、総給与月額は変動しないものとする。

表 確定年金現価率（年ベース）

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
現価率	0.9902	1.9610	2.9127	3.8458	4.7606	5.6575	6.5367	7.3987	8.2439	9.0724
年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
現価率	9.8847	10.6811	11.4619	12.2273	12.9778	13.7135	14.4348	15.1420	15.8353	16.5150
年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
現価率	17.1813	17.8346	18.4751	19.1031	19.7187	20.3223	20.9140	21.4941	22.0628	22.6204

（予定利率：年 2.0%）

問題 5 . 次は、ある上場企業の有価証券報告書の注記を抜粋したものである。以下の問題にそれぞれ解答せよ。なお(1)から(4)においては、企業会計基準委員会から公表されている企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下「新会計基準」という)については、平成25年4月1日から開始する事業年度の期首から適用するものとする。(14点)

1 . 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職一時金制度及び確定給付企業年金制度を設けております。  
 なお、簡便法を適用している退職給付制度はありません。

2 . 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
退職給付債務	8,900	9,400
年金資産	5,400	5,600
未積立退職給付債務( + )	3,500	3,800
未認識数理計算上の差異	2,990	3,100
未認識過去勤務債務	300	250
連結貸借対照表計上額純額( + + )	810	950
前払年金費用	0	0
退職給付引当金( - )	810	950

3 . 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
勤務費用	300	320
利息費用	170	(ア)
期待運用収益	100	81
数理計算上の差異の費用処理額	180	150
過去勤務債務の処理費用	50	50
その他	0	0
退職給付費用( + + + + + )	500	( )

4 . 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(a)退職給付見込額の期間帰属方法 期間定額基準

(b)割引率

平成24年3月31日現在	平成25年3月31日現在
2.0%	2.0%

(c)期待運用収益率

前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1.8%	1.5%

(d) 過去勤務債務の処理年数

10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。）

(e) 数理計算上の差異の処理年数

10年（各連結会計年度の発生時において従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。）

- (1) 当連結会計年度の利息費用（ア）の額を求めよ。
- (2) 当連結会計年度に発生した数理計算上の差異の額を求めよ。
- (3) 当連結会計年度に確定給付企業年金に拠出した掛金額が150（百万円）とした場合、退職一時金制度からの給付額を求めよ。
- (4) 以下は平成25年3月31日（新会計基準の適用前）における未認識項目の純資産の部での認識に関する連結修正仕訳を示している。空欄（イ）（ウ）に入る勘定科目名および空欄（エ）に入る数値を記載せよ。ただし法定実効税率は40%とする。（単位：百万円）

(借) 退職給付引当金	950	/	(貸) (イ)	3,800
(ウ)	2,850			
(借) 繰延税金資産	(エ)	/	(貸) (ウ)	(エ)

- (5) 公益社団法人日本年金数理人会および公益社団法人日本アクチュアリー会が定める「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」には、「割引率の設定方法」として考えられる4つのアプローチが例示されている。それぞれのアプローチの名称および内容を簡記せよ。
- (6) 「退職給付に関する会計基準」では、「割引率等の計算基礎に重要な変動が生じていない場合には、これを見直さないことができる。」とされているが、割引率について見直す必要がある場合の具体例について、「退職給付に関する会計基準の適用指針」に記載されている内容を簡記せよ。

問題6【所見問題】. 以下の特徴を持つ企業年金制度において、事業主と従業員の間のリスク分担を見直し、長期に持続可能なものとするには当該企業年金制度をどの様に変更すべきか所見を述べよ。なお、現在の企業年金を取り巻く環境および今後見込まれる変化（例．低金利下の経済環境、不安定な運用環境、高齢化、雇用環境、厚生年金の支給開始年齢引上げ、退職給付会計基準の変更）等を踏まえて解答せよ。（解答用紙3枚以内）(35点)

<特徴>

- ・退職一時金制度からの移行割合が100%の確定給付企業年金制度
- ・適格退職年金制度から確定給付企業年金制度に移行
- ・適格退職年金制度発足から現在に至るまで、給付設計は変更せず
- ・ポイント制
- ・年金の種類は15年保証期間付終身年金（保証期間終了後の年金額は保証期間中と同額）
- ・定年年齢、老齢給付金の支給開始年齢は60歳
- ・予定利率は3.0%、給付利率（据置利率・年金換算率）は5.5%
- ・掛金は全額事業主負担
- ・現時点で受給権者は存在しない
- ・直近の財政決算において継続基準および非継続基準に抵触し、掛金の見直しが必要だが、事業主としてはこれ以上の追加負担は困難
- ・直近の財政決算における諸数値は以下の通り
  - 純資産額 / 責任準備金 = 0.84
  - 純資産額 / 数理債務 = 0.58
  - 純資産額 / 最低積立基準額 = 0.65（最低保全給付の未認識額はなし）
  - 特別掛金の残余償却期間：15年（元利均等償却を採用）
- ・会計基準は、国内基準を採用